

藤沢市地域市民の家条例の一部改正について  
藤沢市地域市民の家条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地域市民の家条例の一部を改正する条例

藤沢市地域市民の家条例（平成2年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤が岡市民の家の項中「藤が岡二丁目2番D3号」を「藤が岡二丁目3番5号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤が岡二丁目地区再整備事業により整備される施設内に藤が岡市民の家を移転することに伴い、規定の整備をする必要による。